保育所等における空調設備の設置について

(事務事業:新型コロナウイルス対策子育て支援事業)

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、町内法人保育所等に おける空調設備の設置は乳幼児部屋が中心であり、猛暑時期には、空調設備が設 置されているスペースに児童を集めるなどの対応もなされている。

猛暑日や真夏日が増加するなか、ホットボイスとして、全保育室への空調設置 についてご意見もいただいており、高温対策・感染症対策として、保育環境の向 上が求められる状況である。

昨年度の法人保育所との協議において国の補助事業活用による空調設置を検討したが、天井取付型などの大規模改修が条件であり、所定の休園を要する見込みから、実施に至らなかった経緯がある。

今回、休園を要しない壁掛け型による空調設置について協議が整い、町内全法 人保育所等より設置希望が確認されたことから、新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金を活用し、法人保育所等が保育環境向上のために実施する空 調設備設置に対して、補助事業を実施するもの。

2 事業の概要

- (1) 対象施設
- ①町内全ての幼稚園・保育所
- ②空調設備が未設置で、保育環境向上に必要と町が認める箇所
- (2)補助率

町 3/4、保育事業者 1/4 (国の大規模改修等補助要綱に準じた設定)

3 スケジュール

令和4年7月12日 厚生文教常任委員会説明

令和4年 月 日 補正予算提案

補助要綱制定

保育事業者に対し補助内容説明

~令和5年3月末日 補助事業完了

4 担当

子育て支援課児童係